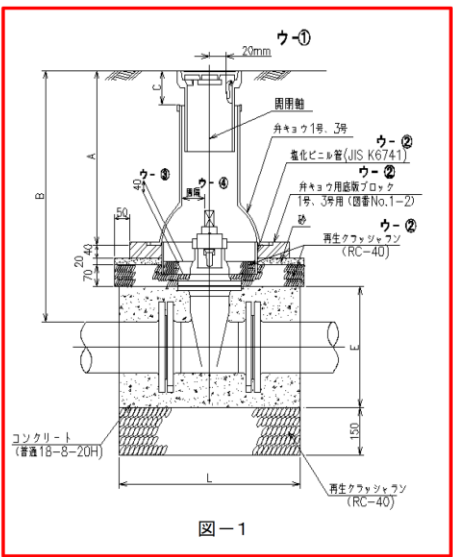
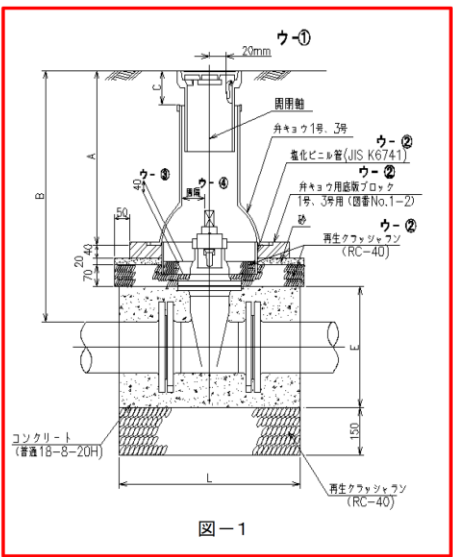
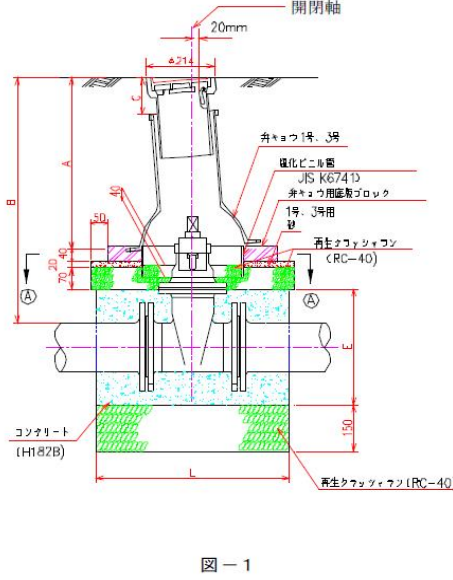
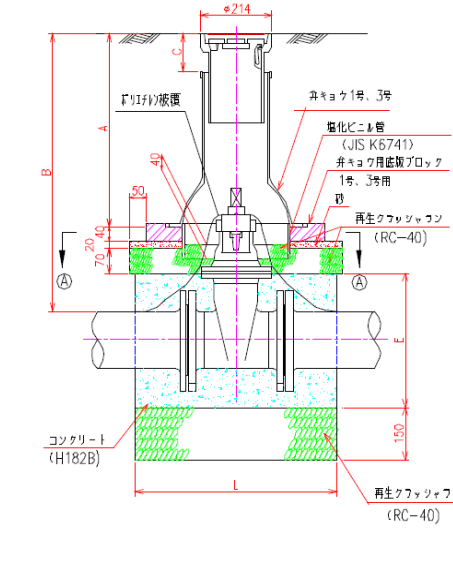
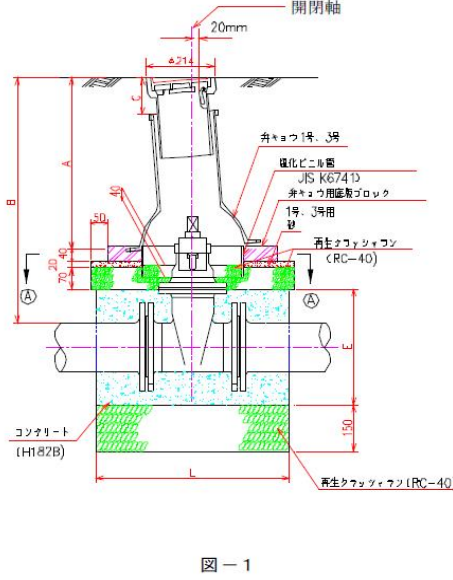
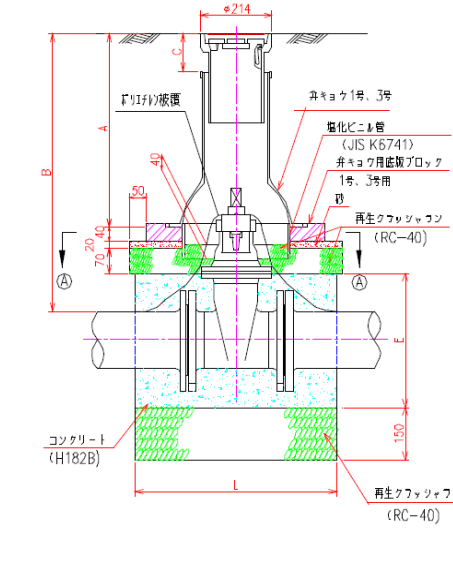
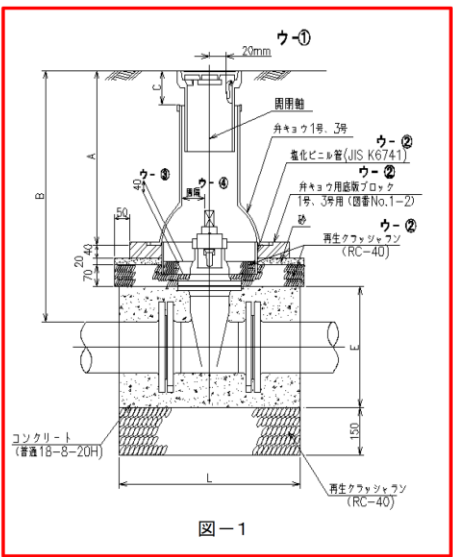
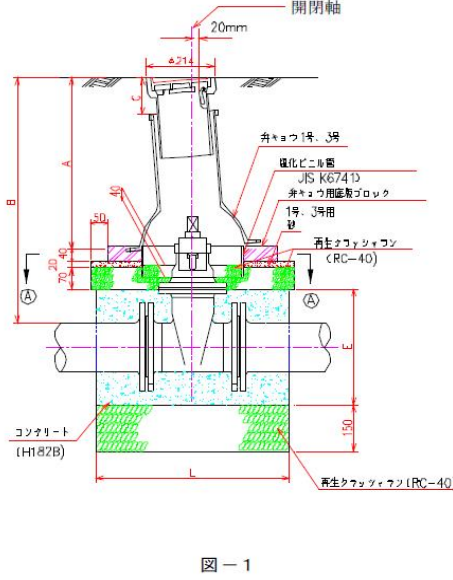
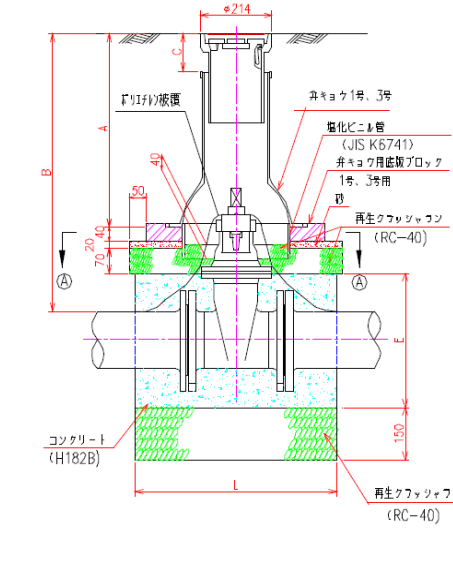


改定	現行	備考																																																		
<p>1 東京都水道局材料検査実施基準</p> <p>第1 目的 (中略)</p> <p>第5 検査請求書</p> <p>1 監督員は、契約の相手方から <b>施工計画書、材料承諾図書等</b> を提出させ検査を行う。 ただし、検査員が行う材料検査は、そのつど材料検査請求書を提出させる。(統一書式20 参照)</p> <p>2 (略) (中略)</p> <p>第7 検査の方法</p> <p>1 材料検査の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 品質検査 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 照合による検査 外観、形状、寸法、重量及び品質管理上の成績表等を観測して判定するほか、理化学的性質は、日本 <b>産業</b> 規格(以下「J I S」という。)、日本水道協会(以下「J W W A」という。)のマーク等の表示及び <b>J I S 等</b> に基づく規格証明書又は検査証明書 <b>等と</b> 現品を照合して判定する。 また、都で適当と認める品質証明(日本下水道協会規格「J S W A S」等)が添付されている製品も上記に準拠して判定する。</p> <p>エ (略) (中略)</p> <p>別表1 (土木工事:一般材料)《A》 各ページの表1行目</p> <table border="1" data-bbox="94 1369 1240 1474"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査の 執行 区分</th> <th rowspan="2">品 名</th> <th colspan="2">検査方法</th> <th colspan="3">数量の技術的基準</th> <th rowspan="2">承諾 (注25)</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">令和5 年土木 材料 仕様書</th> </tr> <tr> <th>品質</th> <th>数量</th> <th>試料採取 単位</th> <th>試料 採取量</th> <th>試験省略限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表1 (土木工事:水道材料)《B》 (中略)</p> <p>【参考】材料検査実施基準の注釈について (中略)</p> <p>注16 <b>受注者持配管材料チェック表</b>による。 (中略)</p>	検査の 執行 区分	品 名	検査方法		数量の技術的基準			承諾 (注25)	備考	令和5 年土木 材料 仕様書	品質	数量	試料採取 単位	試料 採取量	試験省略限度											<p>1 東京都水道局材料検査実施基準</p> <p>第1 目的 (中略)</p> <p>第5 検査請求書</p> <p>1 監督員は、工事着手に先立ち、契約の相手方から材料搬入予定調書(統一書式19 参照、材料搬入計画書を添付)を提出させ検査を行う。 ただし、検査員が行う材料検査は、そのつど材料検査請求書を提出させる。(統一書式20 参照)</p> <p>2 (現行のとおり) (中略)</p> <p>第7 検査の方法</p> <p>1 材料検査の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 品質検査 (現行のとおり)</p> <p>ア (現行のとおり)</p> <p>イ (現行のとおり)</p> <p>ウ 照合による検査 外観、形状、寸法、重量及び品質管理上の成績表等を観測して判定するほか、理化学的性質は、日本工業規格(以下「J I S」という。)、日本水道協会(以下「J W W A」という。)のマーク等の表示及び J I S、J W W A 等に基づく規格証明書又は検査証明書を現品と照合して判定する。 また、都で適当と認める品質証明(日本下水道協会規格「J S W A S」等)が添付されている製品も上記に準拠して判定する。</p> <p>エ (現行のとおり) (中略)</p> <p>別表1 (土木工事:一般材料)《A》 各ページの表1行目</p> <table border="1" data-bbox="1400 1369 2546 1474"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査の 執行 区分</th> <th rowspan="2">品 名</th> <th colspan="2">検査方法</th> <th colspan="3">数量の技術的基準</th> <th rowspan="2">承諾 (注25)</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">令和3 年土木 材料 仕様書</th> </tr> <tr> <th>品質</th> <th>数量</th> <th>試料採取 単位</th> <th>試料 採取量</th> <th>試験省略限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表1 (土木工事:水道材料)《B》 (中略)</p> <p>【参考】材料検査実施基準の注釈について (中略)</p> <p>注16 受検証明書又は受注者持配管材料チェック表による。 (中略)</p>	検査の 執行 区分	品 名	検査方法		数量の技術的基準			承諾 (注25)	備考	令和3 年土木 材料 仕様書	品質	数量	試料採取 単位	試料 採取量	試験省略限度											
検査の 執行 区分			品 名	検査方法		数量の技術的基準					承諾 (注25)	備考	令和5 年土木 材料 仕様書																																							
	品質	数量		試料採取 単位	試料 採取量	試験省略限度																																														
検査の 執行 区分	品 名	検査方法		数量の技術的基準			承諾 (注25)	備考	令和3 年土木 材料 仕様書																																											
		品質	数量	試料採取 単位	試料 採取量	試験省略限度																																														

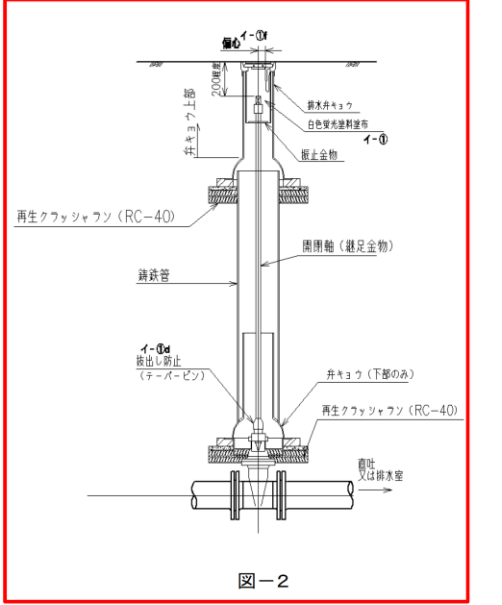
改定	現行	備考															
<p>5 配水管布設工事検査補修取替基準 第1 目的</p> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="103 367 1252 1071"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>手直し指示対象</th> <th>主な手直し事項の略図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 制水弁設置工</td> <td> <p>(1) 制水弁キョウの据付け工</p> <p>ア 制水弁キョウの高低調整等</p> <p>①弁キョウが、路面下に埋没しているもの</p> <p>②弁キョウが、路面下に沈下しているもの</p> <p>③弁キョウ頂部と路面との段差があるもの又は高低差が10mm以上あるもの</p> <p>イ 中蓋及び弁キョウの損傷、清掃等</p> <p>①中蓋が、開閉困難なもの</p> <p>②中蓋及び弁キョウが、損傷しているもの</p> <p>③中蓋及び弁キョウにさびが出ているもの</p> <p>④中蓋及び弁キョウに土砂、アスファルト等が付着しているもの</p> <p>ウ 弁キョウの据付け不備等</p> <p>①弁キョウが、開閉軸に対して偏心状態で据付けられ、開閉軸に取付けた開栓器と弁キョウ上部内縁との間隔が20mm未満である場合 図-1</p> <p>②弁キョウの基礎部分に弁キョウ用基礎ブロック、再生クラッシュラン (RC-40)、VU塩化ビニル管等を使用していないもの 図-1</p> <p>③ポリエチレン被覆と弁キョウ内砕石高さ、ポリエチレン被覆は弁グランドパッキンの高さまで、砕石はポリエチレン被覆より低い位置に留める 図-1</p> <p>④弁キョウの袴の肩部と仕切弁の間隔がないもの 図-1</p> </td> <td>  <p>図-1</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図	1 制水弁設置工	<p>(1) 制水弁キョウの据付け工</p> <p>ア 制水弁キョウの高低調整等</p> <p>①弁キョウが、路面下に埋没しているもの</p> <p>②弁キョウが、路面下に沈下しているもの</p> <p>③弁キョウ頂部と路面との段差があるもの又は高低差が10mm以上あるもの</p> <p>イ 中蓋及び弁キョウの損傷、清掃等</p> <p>①中蓋が、開閉困難なもの</p> <p>②中蓋及び弁キョウが、損傷しているもの</p> <p>③中蓋及び弁キョウにさびが出ているもの</p> <p>④中蓋及び弁キョウに土砂、アスファルト等が付着しているもの</p> <p>ウ 弁キョウの据付け不備等</p> <p>①弁キョウが、開閉軸に対して偏心状態で据付けられ、開閉軸に取付けた開栓器と弁キョウ上部内縁との間隔が20mm未満である場合 図-1</p> <p>②弁キョウの基礎部分に弁キョウ用基礎ブロック、再生クラッシュラン (RC-40)、VU塩化ビニル管等を使用していないもの 図-1</p> <p>③ポリエチレン被覆と弁キョウ内砕石高さ、ポリエチレン被覆は弁グランドパッキンの高さまで、砕石はポリエチレン被覆より低い位置に留める 図-1</p> <p>④弁キョウの袴の肩部と仕切弁の間隔がないもの 図-1</p>	 <p>図-1</p>	<p>5 配水管布設工事検査補修取替基準 第1 目的</p> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="1469 367 2617 1018"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>手直し指示対象</th> <th>主な手直し事項の略図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 制水弁設置工</td> <td> <p>1) 制水弁キョウの据付け工</p> <p>(1) 制水弁キョウの高低調整等</p> <p>①弁キョウが、路面下に埋没しているもの</p> <p>②弁キョウが、路面下に沈下しているもの</p> <p>③弁キョウ頂部と路面との段差があるもの又は高低差が10mm以上あるもの</p> <p>(2) 中蓋及び弁キョウの損傷、清掃等</p> <p>①中蓋が、開閉困難なもの</p> <p>②中蓋及び弁キョウが、損傷しているもの</p> <p>③中蓋及び弁キョウにさびが出ているもの</p> <p>④中蓋及び弁キョウに土砂、アスファルト等が付着しているもの</p> <p>(3) 弁キョウの据付け不備等</p> <p>①弁キョウが、開閉軸に対して偏心状態で据付けられ、開閉軸に取付けた開栓器と弁キョウ上部内縁との間隔が20mm未満である場合 図-1</p> <p>②弁キョウの基礎部分に弁キョウ用基礎ブロック、再生クラッシュラン (RC-40)、VU塩化ビニル管等を使用していないもの 図-2</p> </td> <td>  <p>図-1</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>③ポリエチレン被覆と弁キョウ内砕石高さ</p> <p>ポリエチレン被覆は弁グランドパッキンの高さまで、砕石はポリエチレン被覆より低い位置に留める 図-2</p> <p>④弁キョウの袴の肩部と仕切弁の間隔がないもの 図-2</p> </td> <td>  <p>図-2</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図	1 制水弁設置工	<p>1) 制水弁キョウの据付け工</p> <p>(1) 制水弁キョウの高低調整等</p> <p>①弁キョウが、路面下に埋没しているもの</p> <p>②弁キョウが、路面下に沈下しているもの</p> <p>③弁キョウ頂部と路面との段差があるもの又は高低差が10mm以上あるもの</p> <p>(2) 中蓋及び弁キョウの損傷、清掃等</p> <p>①中蓋が、開閉困難なもの</p> <p>②中蓋及び弁キョウが、損傷しているもの</p> <p>③中蓋及び弁キョウにさびが出ているもの</p> <p>④中蓋及び弁キョウに土砂、アスファルト等が付着しているもの</p> <p>(3) 弁キョウの据付け不備等</p> <p>①弁キョウが、開閉軸に対して偏心状態で据付けられ、開閉軸に取付けた開栓器と弁キョウ上部内縁との間隔が20mm未満である場合 図-1</p> <p>②弁キョウの基礎部分に弁キョウ用基礎ブロック、再生クラッシュラン (RC-40)、VU塩化ビニル管等を使用していないもの 図-2</p>	 <p>図-1</p>		<p>③ポリエチレン被覆と弁キョウ内砕石高さ</p> <p>ポリエチレン被覆は弁グランドパッキンの高さまで、砕石はポリエチレン被覆より低い位置に留める 図-2</p> <p>④弁キョウの袴の肩部と仕切弁の間隔がないもの 図-2</p>	 <p>図-2</p>	
工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図															
1 制水弁設置工	<p>(1) 制水弁キョウの据付け工</p> <p>ア 制水弁キョウの高低調整等</p> <p>①弁キョウが、路面下に埋没しているもの</p> <p>②弁キョウが、路面下に沈下しているもの</p> <p>③弁キョウ頂部と路面との段差があるもの又は高低差が10mm以上あるもの</p> <p>イ 中蓋及び弁キョウの損傷、清掃等</p> <p>①中蓋が、開閉困難なもの</p> <p>②中蓋及び弁キョウが、損傷しているもの</p> <p>③中蓋及び弁キョウにさびが出ているもの</p> <p>④中蓋及び弁キョウに土砂、アスファルト等が付着しているもの</p> <p>ウ 弁キョウの据付け不備等</p> <p>①弁キョウが、開閉軸に対して偏心状態で据付けられ、開閉軸に取付けた開栓器と弁キョウ上部内縁との間隔が20mm未満である場合 図-1</p> <p>②弁キョウの基礎部分に弁キョウ用基礎ブロック、再生クラッシュラン (RC-40)、VU塩化ビニル管等を使用していないもの 図-1</p> <p>③ポリエチレン被覆と弁キョウ内砕石高さ、ポリエチレン被覆は弁グランドパッキンの高さまで、砕石はポリエチレン被覆より低い位置に留める 図-1</p> <p>④弁キョウの袴の肩部と仕切弁の間隔がないもの 図-1</p>	 <p>図-1</p>															
工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図															
1 制水弁設置工	<p>1) 制水弁キョウの据付け工</p> <p>(1) 制水弁キョウの高低調整等</p> <p>①弁キョウが、路面下に埋没しているもの</p> <p>②弁キョウが、路面下に沈下しているもの</p> <p>③弁キョウ頂部と路面との段差があるもの又は高低差が10mm以上あるもの</p> <p>(2) 中蓋及び弁キョウの損傷、清掃等</p> <p>①中蓋が、開閉困難なもの</p> <p>②中蓋及び弁キョウが、損傷しているもの</p> <p>③中蓋及び弁キョウにさびが出ているもの</p> <p>④中蓋及び弁キョウに土砂、アスファルト等が付着しているもの</p> <p>(3) 弁キョウの据付け不備等</p> <p>①弁キョウが、開閉軸に対して偏心状態で据付けられ、開閉軸に取付けた開栓器と弁キョウ上部内縁との間隔が20mm未満である場合 図-1</p> <p>②弁キョウの基礎部分に弁キョウ用基礎ブロック、再生クラッシュラン (RC-40)、VU塩化ビニル管等を使用していないもの 図-2</p>	 <p>図-1</p>															
	<p>③ポリエチレン被覆と弁キョウ内砕石高さ</p> <p>ポリエチレン被覆は弁グランドパッキンの高さまで、砕石はポリエチレン被覆より低い位置に留める 図-2</p> <p>④弁キョウの袴の肩部と仕切弁の間隔がないもの 図-2</p>	 <p>図-2</p>															

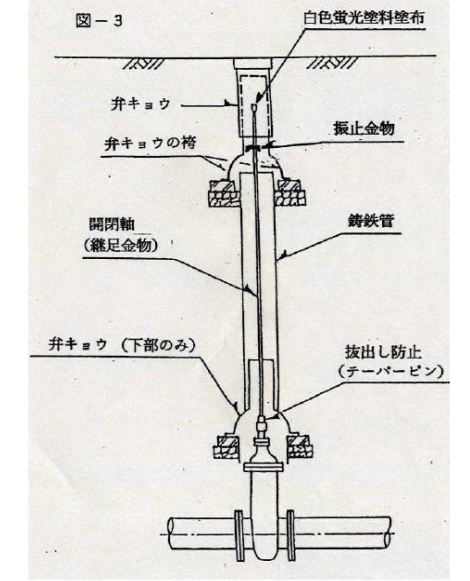
(前ページに集約)

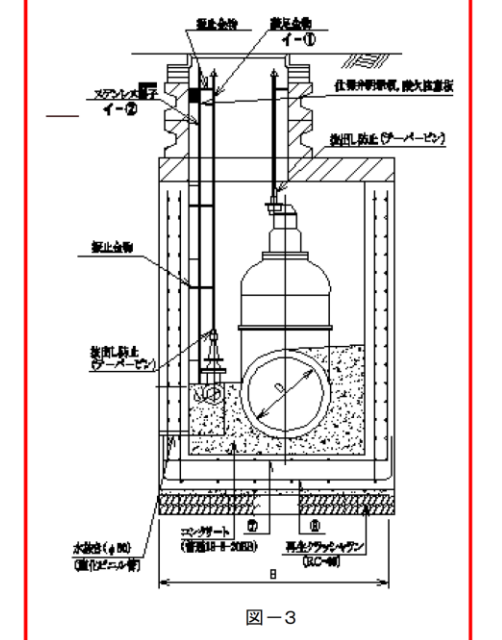
改定

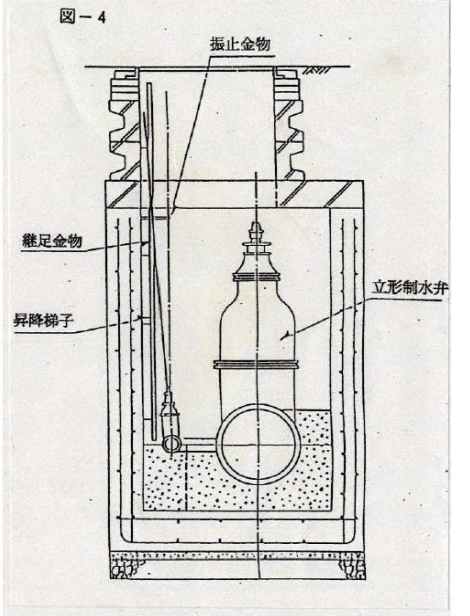
現行

備考

工種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図
	<p>(2) 制水弁室築造工                      ア コンクリートの仕上げ                      ①材料の分離が見られるもの                      ②壁面に段差、汚染があるもの                      ③木コン(Pコン)の孔埋めが十分でないもの                      ④不用な鉄線、鉄筋が取り除いてないもの又はその除去跡の見栄えが良くないもの                      ⑤コンクリートの打継が粗雑なもの                      ⑥受台と管面の密着が良くないもの</p> <p>イ 金物類の取付                      ①継足金物及び振止金物 図-2、3                      a 振止金物が開閉操作に支障となるもの                      b グラツキのあるもの                      c 振止金物が弁キョウの枠の中に取り付けられているもの                      d 抜出し防止(テーパーピン)を取り付けていないもの                      e 鉄製品(継足金物等)の塗りむら、塗り残しがあるもの                      f 長短、片寄り等の調整不十分から軸が偏心しているもの                      ②ステンレス梯子 図-3                      a 梯子が昇降時にガタツキ、ぐらつくもの(ボルト、ナットの締め付け、アンカーの打込み)                      b ステンレス部材の面取りがされていないもの</p>	 <p>図-2</p>

工種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図
	<p>2) 制水弁室築造工                      (1) コンクリートの仕上げ                      ①材料の分離が見られるもの                      ②壁面に段差、汚染があるもの                      ③木コン(Pコン)の孔埋めが十分でないもの                      ④不用な鉄線、鉄筋が取り除いてないもの又はその除去跡の見栄えが良くないもの                      ⑤コンクリートの打継が粗雑なもの                      ⑥受台と管面の密着が良くないもの</p> <p>(2) 金物類の取付                      ①継足金物及び振止金物                      (a) 振止金物が開閉操作に支障となるもの                      (b) グラツキのあるもの                      (c) 振止金物が弁キョウの枠の中に取り付けられているもの 図-3                      (d) 抜出し防止(テーパーピン)を取り付けていないもの</p>	 <p>図-3</p>

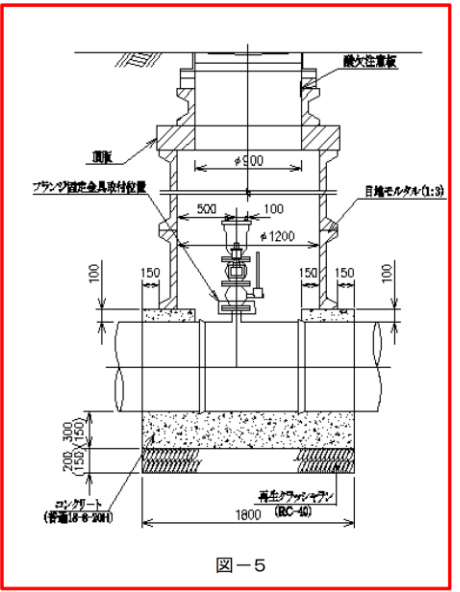
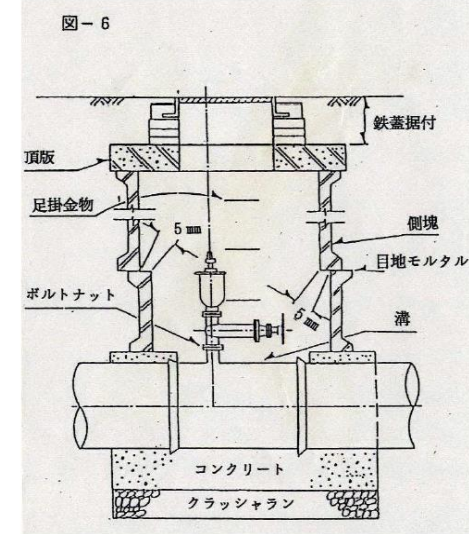
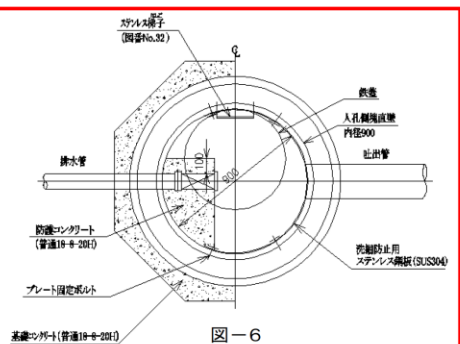
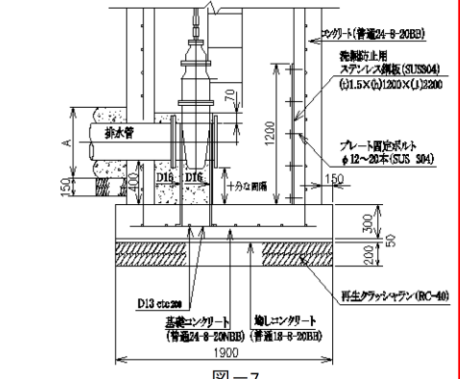
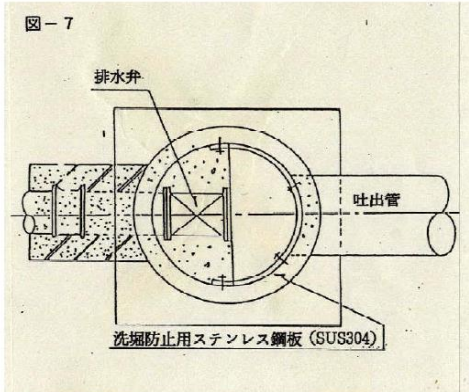
工種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図
	<p>ウ 室内の状態 図-3                      ①弁体及び管体                      a さびが出ているもの                      b 損傷がみられるもの                      ②壁体と管体間の緩衝材の充てんが十分でないもの                      ③仕切弁明示板及び酸欠注意板が取付けていないもの                      ④室に浸透水があるもの                      ⑤室内が清掃されていないもの</p> <p>エ 鉄蓋の据付けについては、「7 鉄蓋据付け工」に準じる。</p>	 <p>図-3</p>

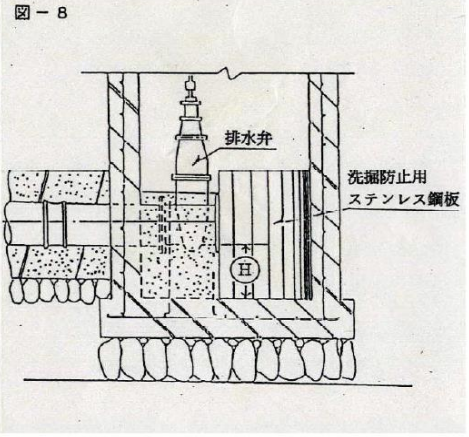
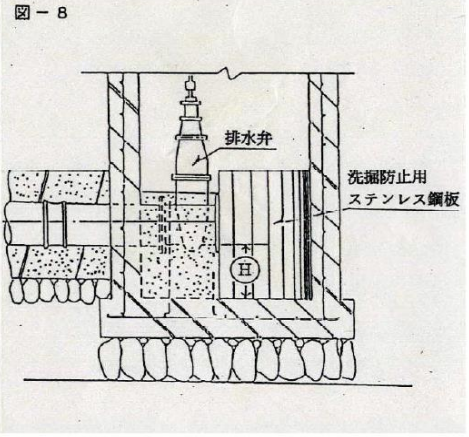
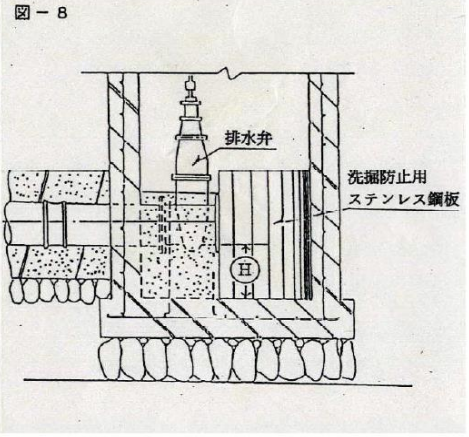
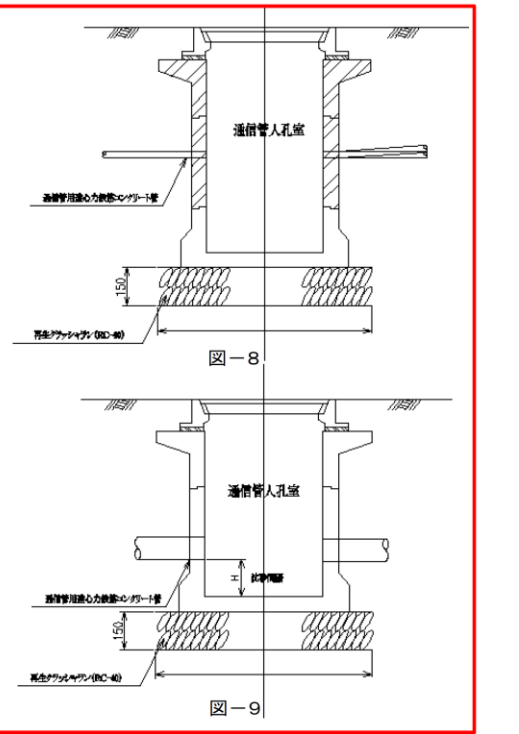
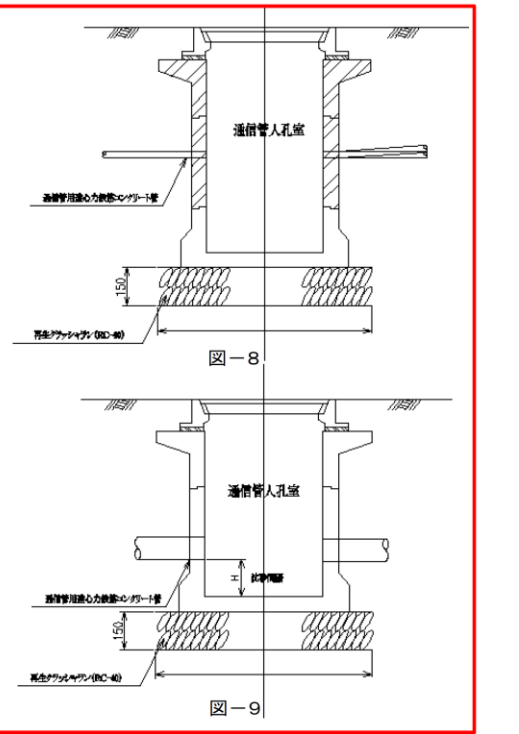
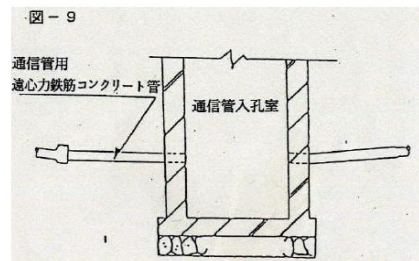
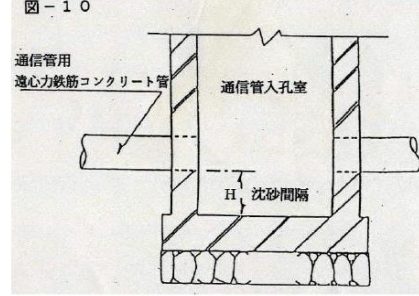
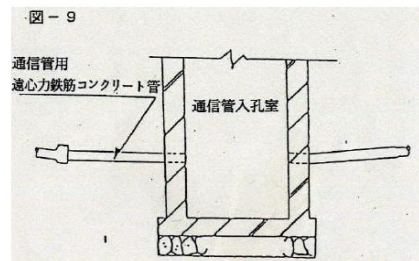
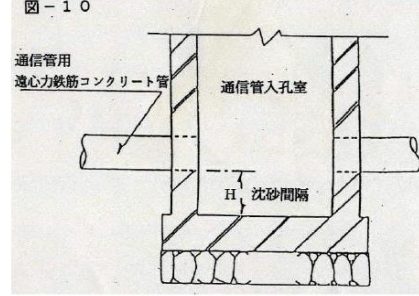
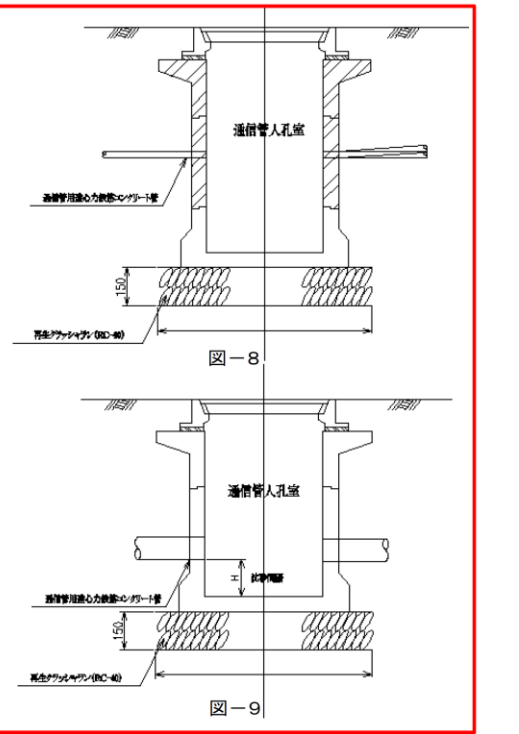
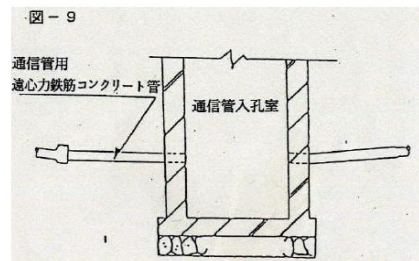
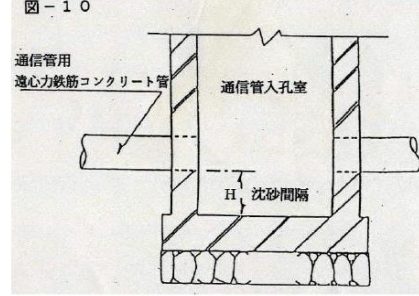
工種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図
	<p>(e) 鉄製品(継足金物等)の塗りむら、塗り残しがあるもの                      (f) 長短、片寄り等の調整不十分から軸が偏心しているもの 図-4</p> <p>②ステンレス梯子                      (a) 梯子が昇降時にガタツキ、ぐらつくもの(ボルト、ナットの締め付け、アンカーの打込み)                      (b) ステンレス部材の面取りがされていないもの</p> <p>(3) 室内の状態                      ①弁体及び管体                      (a) さびが出ているもの                      (b) 損傷がみられるもの                      ②壁体と管体間の緩衝材の充てんが十分でないもの                      ③仕切弁明示板及び酸欠注意板が取付けていないもの                      ④室に浸透水があるもの                      ⑤室内が清掃されていないもの</p> <p>(4) 鉄蓋の据付けについては、7 鉄蓋据付け工に準じる。</p>	 <p>図-4</p>



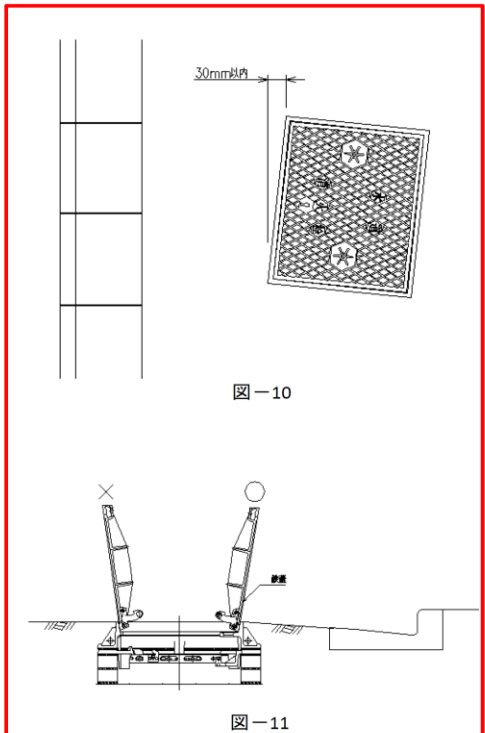
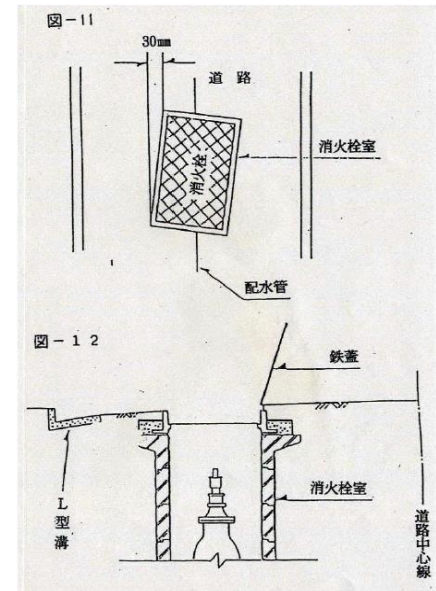
改定	現行	備考															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 262 281 294">工 種</th> <th data-bbox="460 262 786 294">手直し指示対象</th> <th data-bbox="934 262 1291 294">主な手直し事項の略図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 304 281 976"> <p>2 消火栓設置工</p> </td> <td data-bbox="296 304 771 976"> <p>(1) 室設置工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊦ 消火栓設置</li> <li>㊧ 消火栓の据付け位置が片寄りすぎて開閉レバーの操作に支障のあるもの</li> <li>㊨ 消火栓の放水口の位置が適正でないもの</li> <li>㊩ フランジ短管、フランジ付き丁字管の取付けが適正でないもの</li> <li>㊪ 室内にガス管等の他の埋設物を巻き込んであるもの</li> <li>㊫ 室に浸透水があるもの</li> </ul> <p>(2) コンクリートブロックの仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊬ コンクリートブロックの積み重ねにズレが5mm以上あるもの</li> <li>㊭ コンクリートブロックの目地モルタルの状態</li> <li>㊮ 目地モルタルがないもの</li> <li>㊯ 目地モルタルの内面仕上げが不十分なもの</li> </ul> <p>(3) 室内の状態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊰ 室内が清掃されていないもの</li> <li>㊱ 矢印・0マーク等の白ペンキ（蛍光塗料）の塗装がされていないもの</li> <li>㊲ さびが消火栓等に出ているもの</li> </ul> <p>(4) 鉄蓋据付けについては、「7 鉄蓋据付け工」に準じる。</p> </td> <td data-bbox="801 388 1276 861"> <p style="text-align: center;">図-4</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図	<p>2 消火栓設置工</p>	<p>(1) 室設置工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊦ 消火栓設置</li> <li>㊧ 消火栓の据付け位置が片寄りすぎて開閉レバーの操作に支障のあるもの</li> <li>㊨ 消火栓の放水口の位置が適正でないもの</li> <li>㊩ フランジ短管、フランジ付き丁字管の取付けが適正でないもの</li> <li>㊪ 室内にガス管等の他の埋設物を巻き込んであるもの</li> <li>㊫ 室に浸透水があるもの</li> </ul> <p>(2) コンクリートブロックの仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊬ コンクリートブロックの積み重ねにズレが5mm以上あるもの</li> <li>㊭ コンクリートブロックの目地モルタルの状態</li> <li>㊮ 目地モルタルがないもの</li> <li>㊯ 目地モルタルの内面仕上げが不十分なもの</li> </ul> <p>(3) 室内の状態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊰ 室内が清掃されていないもの</li> <li>㊱ 矢印・0マーク等の白ペンキ（蛍光塗料）の塗装がされていないもの</li> <li>㊲ さびが消火栓等に出ているもの</li> </ul> <p>(4) 鉄蓋据付けについては、「7 鉄蓋据付け工」に準じる。</p>	<p style="text-align: center;">図-4</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1484 294 1662 325">工 種</th> <th data-bbox="1751 294 2151 325">手直し指示対象</th> <th data-bbox="2255 294 2626 325">主な手直し事項の略図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1484 346 1662 976"> <p>2 消火栓設置工</p> </td> <td data-bbox="1676 346 2151 976"> <p>(1) 室設置工</p> <p>① 消火栓設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 消火栓の据付け位置が片寄りすぎて開閉レバーの操作に支障のあるもの</li> <li>(b) 消火栓の放水口の位置が適正でないもの</li> </ul> <p>② フランジ短管、フランジ付き丁字管の取付けが適正でないもの</p> <p>③ 室内にガス管等の他の埋設物を巻き込んであるもの</p> <p>④ 室に浸透水があるもの</p> <p>(2) コンクリートブロックの仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① コンクリートブロックの積み重ねにズレが5mm以上あるもの</li> <li>② コンクリートブロックの目地モルタルの状態</li> <li>(a) 目地モルタルがないもの</li> <li>(b) 目地モルタルの内面仕上げが不十分なもの</li> </ul> </td> <td data-bbox="2166 399 2611 892"> <p style="text-align: center;">図-5</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 1071 1662 1711"></td> <td data-bbox="1676 1071 2151 1711"> <p>(3) 室内の状態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 室内が清掃されていないもの</li> <li>② 矢印・0マーク等の白ペンキ（蛍光塗料）の塗装がされていないもの</li> <li>③ さびが消火栓等に出ているもの</li> </ul> <p>(4) 鉄蓋据付けについては 7 鉄蓋据付け工に準じる。</p> </td> <td data-bbox="2166 1071 2611 1711"></td> </tr> </tbody> </table>	工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図	<p>2 消火栓設置工</p>	<p>(1) 室設置工</p> <p>① 消火栓設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 消火栓の据付け位置が片寄りすぎて開閉レバーの操作に支障のあるもの</li> <li>(b) 消火栓の放水口の位置が適正でないもの</li> </ul> <p>② フランジ短管、フランジ付き丁字管の取付けが適正でないもの</p> <p>③ 室内にガス管等の他の埋設物を巻き込んであるもの</p> <p>④ 室に浸透水があるもの</p> <p>(2) コンクリートブロックの仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① コンクリートブロックの積み重ねにズレが5mm以上あるもの</li> <li>② コンクリートブロックの目地モルタルの状態</li> <li>(a) 目地モルタルがないもの</li> <li>(b) 目地モルタルの内面仕上げが不十分なもの</li> </ul>	<p style="text-align: center;">図-5</p>		<p>(3) 室内の状態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 室内が清掃されていないもの</li> <li>② 矢印・0マーク等の白ペンキ（蛍光塗料）の塗装がされていないもの</li> <li>③ さびが消火栓等に出ているもの</li> </ul> <p>(4) 鉄蓋据付けについては 7 鉄蓋据付け工に準じる。</p>		
工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図															
<p>2 消火栓設置工</p>	<p>(1) 室設置工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊦ 消火栓設置</li> <li>㊧ 消火栓の据付け位置が片寄りすぎて開閉レバーの操作に支障のあるもの</li> <li>㊨ 消火栓の放水口の位置が適正でないもの</li> <li>㊩ フランジ短管、フランジ付き丁字管の取付けが適正でないもの</li> <li>㊪ 室内にガス管等の他の埋設物を巻き込んであるもの</li> <li>㊫ 室に浸透水があるもの</li> </ul> <p>(2) コンクリートブロックの仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊬ コンクリートブロックの積み重ねにズレが5mm以上あるもの</li> <li>㊭ コンクリートブロックの目地モルタルの状態</li> <li>㊮ 目地モルタルがないもの</li> <li>㊯ 目地モルタルの内面仕上げが不十分なもの</li> </ul> <p>(3) 室内の状態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊰ 室内が清掃されていないもの</li> <li>㊱ 矢印・0マーク等の白ペンキ（蛍光塗料）の塗装がされていないもの</li> <li>㊲ さびが消火栓等に出ているもの</li> </ul> <p>(4) 鉄蓋据付けについては、「7 鉄蓋据付け工」に準じる。</p>	<p style="text-align: center;">図-4</p>															
工 種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図															
<p>2 消火栓設置工</p>	<p>(1) 室設置工</p> <p>① 消火栓設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 消火栓の据付け位置が片寄りすぎて開閉レバーの操作に支障のあるもの</li> <li>(b) 消火栓の放水口の位置が適正でないもの</li> </ul> <p>② フランジ短管、フランジ付き丁字管の取付けが適正でないもの</p> <p>③ 室内にガス管等の他の埋設物を巻き込んであるもの</p> <p>④ 室に浸透水があるもの</p> <p>(2) コンクリートブロックの仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① コンクリートブロックの積み重ねにズレが5mm以上あるもの</li> <li>② コンクリートブロックの目地モルタルの状態</li> <li>(a) 目地モルタルがないもの</li> <li>(b) 目地モルタルの内面仕上げが不十分なもの</li> </ul>	<p style="text-align: center;">図-5</p>															
	<p>(3) 室内の状態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 室内が清掃されていないもの</li> <li>② 矢印・0マーク等の白ペンキ（蛍光塗料）の塗装がされていないもの</li> <li>③ さびが消火栓等に出ているもの</li> </ul> <p>(4) 鉄蓋据付けについては 7 鉄蓋据付け工に準じる。</p>																

(前ページに集約)

改定		現行		備考		
<p>工 種</p> <p>3 空気弁室築造工</p>	<p>手直し指示対象</p> <p>(1) コンクリート及びブロックの仕上げ                  床版に溝切り施工がされていないもの 図-5                  コンクリートの表面仕上げが粗雑なもの                  目地モルタルの仕上げが粗雑なもの                  側塊の積重ねでズレが5mm以上あるもの 図-5                  頂版及び床版のコンクリートが弁の操作に支障のあるもの</p> <p>(2) 金物類の取付                  足掛金物の取付け間隔が昇降に支障のあるもの                  足掛金物がグラツキのあるもの</p> <p>(3) 室内の状態                  室に浸透水があるもの                  管体及び弁体にさびが出ているもの                  室内が清掃されていないもの</p> <p>(4) 鉄蓋据付けについては、「7 鉄蓋据付け工」に準じる。</p>	<p>主な手直し事項の略図</p>  <p>図-5</p>	<p>工 種</p> <p>3 空気弁室築造工</p>	<p>手直し指示対象</p> <p>(1) コンクリート及びブロックの仕上げ                  ①床版に溝切り施工がされていないもの 図-6                  ②コンクリートの表面仕上げが粗雑なもの                  ③目地モルタルの仕上げが粗雑なもの                  ④側塊の積重ねでズレが5mm以上あるもの 図-6                  ⑤頂版及び床版のコンクリートが弁の操作に支障のあるもの</p> <p>(2) 金物類の取付                  ①足掛金物の取付け間隔が昇降に支障のあるもの                  ②足掛金物がグラツキのあるもの</p> <p>(3) 室内の状態                  ①室に浸透水があるもの                  ②管体及び弁体にさびが出ているもの                  ③室内が清掃されていないもの</p> <p>(4) 鉄蓋据付けについては、7 鉄蓋据付け工に準じる</p>	<p>主な手直し事項の略図</p>  <p>図-6</p>	
<p>工 種</p> <p>4 排水設備工</p>	<p>手直し指示対象</p> <p>(1) 洗掘防止用ステンレス鋼板の取付け状態                  固定が緩いもの、固定ボルトの数が少ないもの 図-6                  取付位置に片寄りがあるもの                  規定の大きさ及び厚さのないもの</p> <p>(2) 排水管の取付け状態                  管周りのコンクリート打設が不十分なもの                  管の長さに過不足があるもの                  排水管の底部と人孔室底部との間に沈砂に備えて十分な間隔が取れていないもの 図-7</p> <p>(3) 排水弁キョウを使用していないもの</p> <p>(4) 弁キョウの据付、コンクリート及びブロックの仕上げ、金物類の取付、室内の状態及び鉄蓋の据付けについては、「1 制水弁設置工」、「2 消火栓設置工」及び「7 鉄蓋据付け工」に準じる。</p>	<p>主な手直し事項の略図</p>  <p>図-6</p>  <p>図-7</p>	<p>工 種</p> <p>4 排水設備工</p>	<p>手直し指示対象</p> <p>(1) 洗掘防止用ステンレス鋼板の取付け状態                  ①固定が緩いもの、固定ボルトの数が少ないもの 図-7                  ②取付位置に片寄りがあるもの                  ③規定の大きさ及び厚さのないもの</p>	<p>主な手直し事項の略図</p>  <p>図-7</p>	

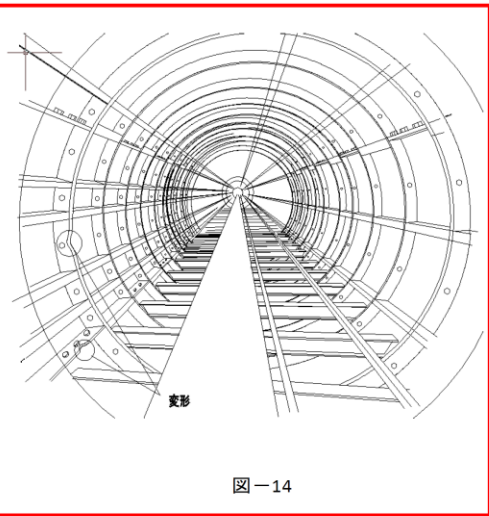
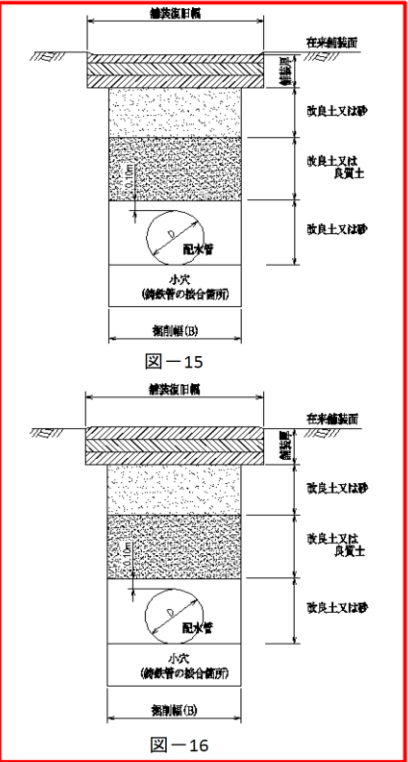
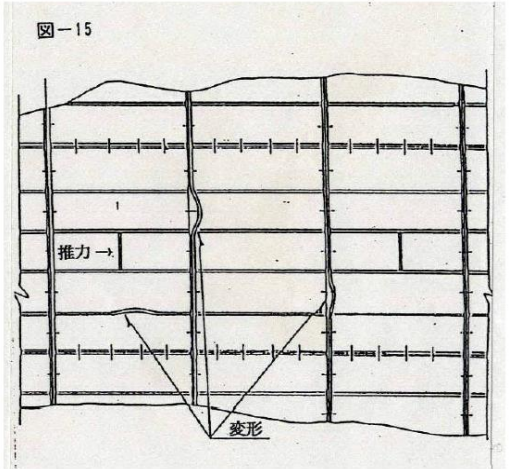
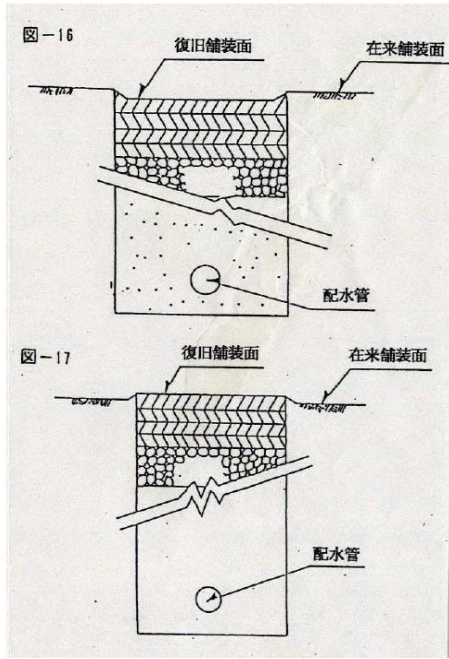
改定	現行	備考												
<p>(前ページに集約)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1484 283 1662 304">工 種</th> <th data-bbox="1662 283 2151 304">手 直 指 示 対 象</th> <th data-bbox="2151 283 2611 304">主 な 手 直 事 項 の 略 図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1484 304 1662 913"></td> <td data-bbox="1662 304 2151 913"> <p>(2) 排水管の取付け状態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 管周りのコンクリート打設が不十分なもの</li> <li>② 管の長さに過不足があるもの</li> <li>③ 排水管の底部と人孔室底部との間に沈砂に備えて十分な間隔が取れていないもの <span style="float: right;">図-8</span></li> </ul> <p>(3) 排水弁キョウを使用していないもの</p> <p>(4) 弁キョウの据付、コンクリート及びブロックの仕上げ、金物類の取付、室内の状態及び鉄蓋の据付については 1 制水弁設置工、2 消火栓設置工及び 7 鉄蓋据付工に準じる</p> </td> <td data-bbox="2151 304 2611 913"> <p>図-8</p>  </td> </tr> </tbody> </table>	工 種	手 直 指 示 対 象	主 な 手 直 事 項 の 略 図		<p>(2) 排水管の取付け状態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 管周りのコンクリート打設が不十分なもの</li> <li>② 管の長さに過不足があるもの</li> <li>③ 排水管の底部と人孔室底部との間に沈砂に備えて十分な間隔が取れていないもの <span style="float: right;">図-8</span></li> </ul> <p>(3) 排水弁キョウを使用していないもの</p> <p>(4) 弁キョウの据付、コンクリート及びブロックの仕上げ、金物類の取付、室内の状態及び鉄蓋の据付については 1 制水弁設置工、2 消火栓設置工及び 7 鉄蓋据付工に準じる</p>	<p>図-8</p> 							
工 種	手 直 指 示 対 象	主 な 手 直 事 項 の 略 図												
	<p>(2) 排水管の取付け状態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 管周りのコンクリート打設が不十分なもの</li> <li>② 管の長さに過不足があるもの</li> <li>③ 排水管の底部と人孔室底部との間に沈砂に備えて十分な間隔が取れていないもの <span style="float: right;">図-8</span></li> </ul> <p>(3) 排水弁キョウを使用していないもの</p> <p>(4) 弁キョウの据付、コンクリート及びブロックの仕上げ、金物類の取付、室内の状態及び鉄蓋の据付については 1 制水弁設置工、2 消火栓設置工及び 7 鉄蓋据付工に準じる</p>	<p>図-8</p> 												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 1008 281 1029">工 種</th> <th data-bbox="460 1008 786 1029">手 直 し 指 示 対 象</th> <th data-bbox="934 1008 1276 1029">主 な 手 直 事 項 の 略 図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 1039 281 1092">5 通信ケーブル人孔室の築造工</td> <td data-bbox="296 1039 771 1312"> <p>(1) 通信管のすり合わせが不十分なもの。</p> <p>(2) 通信管の布設状態が水平を欠き、配線に支障があるもの。 <span style="float: right;">図-8</span></p> <p>(3) 仮配線の鉄線を通してないもの。</p> <p>(4) 通信管の底部と人孔室の底部との間に沈砂に備えて十分な間隔をとっていないもの。 <span style="float: right;">図-9</span></p> <p>(5) コンクリート及びブロックの仕上げ、金物類の取付、室内の状態及び鉄蓋の据付けについては、「1 制水弁設置工」、「2 消火栓設置工」及び「7 鉄蓋据付け工」に準じる。</p> </td> <td data-bbox="786 1039 1276 1711">  </td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	工 種	手 直 し 指 示 対 象	主 な 手 直 事 項 の 略 図	5 通信ケーブル人孔室の築造工	<p>(1) 通信管のすり合わせが不十分なもの。</p> <p>(2) 通信管の布設状態が水平を欠き、配線に支障があるもの。 <span style="float: right;">図-8</span></p> <p>(3) 仮配線の鉄線を通してないもの。</p> <p>(4) 通信管の底部と人孔室の底部との間に沈砂に備えて十分な間隔をとっていないもの。 <span style="float: right;">図-9</span></p> <p>(5) コンクリート及びブロックの仕上げ、金物類の取付、室内の状態及び鉄蓋の据付けについては、「1 制水弁設置工」、「2 消火栓設置工」及び「7 鉄蓋据付け工」に準じる。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1484 1039 1662 1060">工 種</th> <th data-bbox="1825 1039 2151 1060">手 直 指 示 対 象</th> <th data-bbox="2270 1039 2611 1060">主 な 手 直 事 項 の 略 図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1484 1092 1662 1155">5 通信ケーブル人孔室の築造工</td> <td data-bbox="1662 1092 2151 1375"> <p>(1) 通信管のすり合わせが不十分なもの</p> <p>(2) 通信管の布設状態が水平を欠き、配線に支障があるもの <span style="float: right;">図-9</span></p> <p>(3) 仮配線の鉄線を通してないもの</p> <p>(4) 通信管の底部と人孔室の底部との間に沈砂に備えて十分な間隔をとっていないもの <span style="float: right;">図-10</span></p> <p>(5) コンクリート及びブロックの仕上げ、金物類の取付、室内の状態及び鉄蓋の据付については 1 制水弁設置工 2 消火栓設置工及び 7 鉄蓋据付工に準じる</p> </td> <td data-bbox="2151 1092 2611 1690"> <p>図-9</p>  <p>図-10</p>  </td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	工 種	手 直 指 示 対 象	主 な 手 直 事 項 の 略 図	5 通信ケーブル人孔室の築造工	<p>(1) 通信管のすり合わせが不十分なもの</p> <p>(2) 通信管の布設状態が水平を欠き、配線に支障があるもの <span style="float: right;">図-9</span></p> <p>(3) 仮配線の鉄線を通してないもの</p> <p>(4) 通信管の底部と人孔室の底部との間に沈砂に備えて十分な間隔をとっていないもの <span style="float: right;">図-10</span></p> <p>(5) コンクリート及びブロックの仕上げ、金物類の取付、室内の状態及び鉄蓋の据付については 1 制水弁設置工 2 消火栓設置工及び 7 鉄蓋据付工に準じる</p>	<p>図-9</p>  <p>図-10</p> 	
工 種	手 直 し 指 示 対 象	主 な 手 直 事 項 の 略 図												
5 通信ケーブル人孔室の築造工	<p>(1) 通信管のすり合わせが不十分なもの。</p> <p>(2) 通信管の布設状態が水平を欠き、配線に支障があるもの。 <span style="float: right;">図-8</span></p> <p>(3) 仮配線の鉄線を通してないもの。</p> <p>(4) 通信管の底部と人孔室の底部との間に沈砂に備えて十分な間隔をとっていないもの。 <span style="float: right;">図-9</span></p> <p>(5) コンクリート及びブロックの仕上げ、金物類の取付、室内の状態及び鉄蓋の据付けについては、「1 制水弁設置工」、「2 消火栓設置工」及び「7 鉄蓋据付け工」に準じる。</p>													
工 種	手 直 指 示 対 象	主 な 手 直 事 項 の 略 図												
5 通信ケーブル人孔室の築造工	<p>(1) 通信管のすり合わせが不十分なもの</p> <p>(2) 通信管の布設状態が水平を欠き、配線に支障があるもの <span style="float: right;">図-9</span></p> <p>(3) 仮配線の鉄線を通してないもの</p> <p>(4) 通信管の底部と人孔室の底部との間に沈砂に備えて十分な間隔をとっていないもの <span style="float: right;">図-10</span></p> <p>(5) コンクリート及びブロックの仕上げ、金物類の取付、室内の状態及び鉄蓋の据付については 1 制水弁設置工 2 消火栓設置工及び 7 鉄蓋据付工に準じる</p>	<p>図-9</p>  <p>図-10</p> 												



改定			現行			備考
<p>7 鉄蓋据付け工</p>	<p>手直し指示対象</p> <p>(1) 鉄蓋が埋没しているもの。</p> <p>(2) 鉄蓋のピンがねじ込み不足しているもの。</p> <p>(3) 鉄蓋の据え付け向きが、管路との平行性で偏差が30mm以上あるもの。 <b>図-10</b></p> <p>(4) 鉄蓋にさびが出ているもの</p> <p>(5) 鉄蓋の開閉が道路勾配の低い方向でないもの。また、操作上危険と認められるもの。 <b>図-11</b></p> <p>(6) 鉄蓋の高さ調整コンクリート                      ア モルタル仕上げ面が粗雑なもの。                      イ 密着していないもの。                      ウ 200mm以上あるもの。</p>	<p>主な手直し事項の略図</p>  <p>図-10</p> <p>図-11</p>	<p>7 鉄蓋据付け工</p>	<p>手直し指示対象</p> <p>(1) 鉄蓋が埋没しているもの</p> <p>(2) 鉄蓋のピンがねじ込み不足しているもの</p> <p>(3) 鉄蓋の据え付け向きが、管路との平行性で偏差が30mm以上あるもの <b>図-11</b></p> <p>(4) 鉄蓋にさびが出ているもの</p> <p>(5) 鉄蓋の開閉が道路勾配の低い方向でないもの。また、操作上危険と認められるもの <b>図-12</b></p> <p>(6) 鉄蓋の高さ調整コンクリート                      ①モルタル仕上げ面が粗雑なもの                      ②密着していないもの                      ③200mm以上あるもの</p>	<p>主な手直し事項の略図</p>  <p>図-11</p> <p>図-12</p>	
<p>8 添架工及び上越工</p>	<p>手直し指示対象</p> <p>(1) 取付部の防護コンクリートの状態                      ㄗ 通行に支障があるもの。                      ㄗ 損傷、クラック等があるもの。                      ㄗ 仕上げ面が粗雑なもの。</p> <p>(2) 空気弁取付状態                      ㄗ ねじ込みが不十分なもの。                      ㄗ 垂直性が欠けているもの。</p> <p>(3) 塗装面に刷毛むら、塗りもれ及び汚れ等があるもの。</p> <p>(4) 橋梁部材に管の上部が密着しているもの。</p> <p>(5) 吊り金物に遊びがあるもの。</p> <p>(6) 受け金物及び吊り金物が橋梁部と密着していないもの。</p>	<p>主な手直し事項の略図</p>	<p>8 添架工及び上越工</p>	<p>手直し指示対象</p> <p>(1) 取付部の防護コンクリートの状態                      ①通行に支障があるもの                      ②損傷、クラック等があるもの                      ③仕上げ面が粗雑なもの</p> <p>(2) 空気弁取付状態                      ①ねじ込みが不十分なもの                      ②垂直性が欠けているもの</p> <p>(3) 塗装面に刷毛むら、塗りもれ及び汚れ等があるもの</p> <p>(4) 橋梁部材に管の上部が密着しているもの</p> <p>(5) 吊り金物に遊びがあるもの</p> <p>(6) 受け金物及び吊り金物が橋梁部と密着していないもの</p>	<p>主な手直し事項の略図</p>	
(中略)			(中略)			

改定			現行			備考
<p>工 種</p> <p>10 内面継手工</p>	<p>手直し指示対象</p> <p>(1) セメントモルタルが密着していないもの。</p> <p>(2) モルタルの硬化が不良なもの。</p> <p>(3) 表面仕上げ                      ア ボルトの一部が、出ているもの。                      イ 平滑性を欠いているもの。                      エ 異物の巻込みがあるもの。                      ケ 傷があるもの。</p> <p>(4) 留金物のボルトの一部が緩いもの。 <span style="color:red">図-12</span></p> <p>(5) 接合部の溝が清掃されていないもの。(特に下部側) <span style="color:red">図-13</span></p>	<p>主な手直し事項の略図</p> <p style="text-align:center">図-12</p> <p style="text-align:center">図-13</p>	<p>工 種</p> <p>10 内面継手工</p>	<p>手直し指示対象</p> <p>(1)セメントモルタルが密着していないもの</p> <p>(2)モルタルの硬化が不良なもの</p> <p>(3)表面仕上げ                      ①ボルトの一部が、出ているもの                      ②平滑性を欠いているもの                      ③異物の巻込みがあるもの                      ④傷があるもの</p> <p>(4)留金物のボルトの一部が緩いもの <span style="color:red">図-13</span></p> <p>(5)接合部の溝が清掃されていないもの(特に下部側) <span style="color:red">図-14</span></p>	<p>主な手直し事項の略図</p> <p style="text-align:center">図-13</p> <p style="text-align:center">図-14</p>	
<p>工 種</p> <p>11 推進工事</p>	<p>手直し指示対象</p> <p>(1) シーリング材の充てんが不十分で地下水及び細砂等が流入しているもの。</p> <p>(2) さや管継手部のモルタル充てん状態                      ア 充てんが過不足であるもの。                      イ 仕上げが粗雑なもの。</p> <p>(3) 清掃が十分されていないもの。</p>	<p>主な手直し事項の略図</p>	<p>工 種</p> <p>11 推進工事</p>	<p>手直し指示対象</p> <p>(1)シーリング材の充てんが不十分で地下水及び細砂等が流入しているもの</p> <p>(2)さや管継手部のモルタル充てん状態                      ①充てんが過不足であるもの                      ②仕上げが粗雑なもの</p> <p>(3)清掃が十分されていないもの</p>	<p>主な手直し事項の略図</p>	



改定		現行	備考
<p>12 シールド工事</p>	<p>手直し指示対象</p> <p>(1) セグメントリング間のボルトの締め付けが緩いもの。</p> <p>(2) セグメントのリップが変形しているもの <b>図-14</b></p> <p>(3) グラウト注入孔の埋金がないもの。</p> <p>(4) シーリングが不十分で漏水しているもの。</p>	<p>主な手直し事項の略図</p>  <p>図-14</p>	
<p>13 舗装工</p>	<p>手直し指示対象</p> <p>(1) 復旧舗装面が在来舗装面に比べ、段差又はすき間のあるもの。  <b>㊦</b> 段差  <b>①</b> 在来舗装面より低いもの。 <b>図-15</b>  <b>②</b> 在来舗装面より高いもので、次の状態のもの。 <b>図-16、17</b>  <b>a</b> すり付け不十分なもの。  <b>b</b> 車両通行のときバウンドを与えるもの。  <b>㊦</b> すき間  <b>①</b> ヘアークラック程度以上のもの。</p> <p>(2) 砂利道等で転圧不足のもの。</p> <p>(3) 路床及び路盤の施工が良くないもの。</p> <p>(4) 歩道切り下げ部分で在来ブロック等と均一に敷き均していないもの。</p> <p>(5) ブロック舗装で目地に砂が十分に充てんされていないもの。</p> <p>(6) ブロック舗装の張り立てが粗雑なもの。</p> <p>(7) カッター跡が補修されていないもの。</p> <p>(8) コア採取跡が補修されていないもの。</p> <p>(9) その他  <b>㊦</b> 街きよ、側溝、境界石及びその他既設物を損傷しているもの。  <b>㊦</b> 街きよ、側溝、境界石及びその他既設物を汚染しているもの。  <b>㊦</b> 区画線、道路標示及び道路標識等を復元していないもの。  <b>㊦</b> 清掃及び跡片付けが不十分でないもの。</p>	<p>主な手直し事項の略図</p>  <p>図-15</p> <p>図-16</p>	
<p>12 シールド工事</p>	<p>手直し指示対象</p> <p>(1) グメントリング間のボルトの締め付けが緩いもの</p> <p>(2) セグメントのリップが変形しているもの <b>図-15</b></p> <p>(3) グラウト注入孔の埋金がないもの</p> <p>(4) シーリングが不十分で漏水しているもの</p>	<p>主な手直し事項の略図</p>  <p>図-15</p>	
<p>13 舗装工</p>	<p>手直し指示対象</p> <p>(1) 復旧舗装面が在来舗装面に比べ、段差又はすき間のあるもの  <b>①</b> 段差  <b>(a)</b> 在来舗装面より低いもの <b>図-16</b>  <b>(b)</b> 在来舗装面より高いもので、次の状態のもの <b>図-17・18</b>  <b>(ア)</b> すり付け不十分なもの  <b>(イ)</b> 車両通行のときバウンドを与えるもの  <b>②</b> すき間  <b>(a)</b> ヘアークラック程度以上のもの</p> <p>(2) 砂利道等で転圧不足のもの</p> <p>(3) 路床及び路盤の施工が良くないもの</p> <p>(4) 歩道切り下げ部分で在来ブロック等と均一に敷き均していないもの</p> <p>(5) ブロック舗装で目地に砂が十分に充てんされていないもの</p> <p>(6) ブロック舗装の張り立てが粗雑なもの</p> <p>(7) カッター跡が補修されていないもの</p> <p>(8) コア採取跡が補修されていないもの</p>	<p>主な手直し事項の略図</p>  <p>図-16</p> <p>図-17</p>	

改定		現行	備考												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>手直し指示対象</th> <th>主な手直し事項の略図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>図-17</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図			<p>図-17</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>手直し指示対象</th> <th>主な手直し事項の略図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <p>(9)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①街きよ、側溝、境界石及びその他既設物を損傷しているもの</li> <li>②街きよ、側溝、境界石及びその他既設物を汚染しているもの</li> <li>③区画線、道路標示及び道路標識等を復元していないもの</li> <li>④清掃及び跡片付けが不十分でないもの</li> </ul> </td> <td> <p>図-18</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図		<p>(9)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①街きよ、側溝、境界石及びその他既設物を損傷しているもの</li> <li>②街きよ、側溝、境界石及びその他既設物を汚染しているもの</li> <li>③区画線、道路標示及び道路標識等を復元していないもの</li> <li>④清掃及び跡片付けが不十分でないもの</li> </ul>	<p>図-18</p>	
工種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図													
		<p>図-17</p>													
工種	手直し指示対象	主な手直し事項の略図													
	<p>(9)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①街きよ、側溝、境界石及びその他既設物を損傷しているもの</li> <li>②街きよ、側溝、境界石及びその他既設物を汚染しているもの</li> <li>③区画線、道路標示及び道路標識等を復元していないもの</li> <li>④清掃及び跡片付けが不十分でないもの</li> </ul>	<p>図-18</p>													